

## 議案第36号

### 久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成22年久喜市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第19条」に、「第25条」を「第25条の2」に改める。

第4条を次のように改める。

(調査権限)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、久喜市情報公開条例第12条第1項の公開決定等に係る同条例第2条第2項の公文書又は久喜市個人情報保護条例第18条第3項の開示決定若しくは同条例第24条第1項の規定による訂正等の請求に対する決定に係る同条例第2条第4号の公文書(以下これらを「公文書」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問した実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問した実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

第7条を第12条とし、第6条を第11条とし、第5条を第10条とし、第4条の次に次の5条を加える。

(意見の陳述)

第5条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第6条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第4条第1項の規定により提示された公文書を開覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第5条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、第4条第3項若しくは第4項又は第6条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この項及び次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の開覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの開覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その開覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による開覧をさせようとするときは、当該送付又は開覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による開覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第9条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

本則に次の1条を加える。

(罰則)

第13条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 久喜市情報公開条例(平成22年久喜市条例第12号)第11条第1項若しくは第2項の決定若しくは第5条の規定による公開の請求に係る不作為についての不服申立て又は久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)第18条第1項の決定若しくは第24条第1項の決定若しくは第13条の規定による請求若しくは第21条第1項から第5項までの請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関のこれらの決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関のこれらの不作為に係るものについては、なお従前の例による。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

### 提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、久喜市情報公開条例又は久喜市個人情報保護条例に基づく審査請求について久喜市情報公開・個人情報保護審査会における必要事項を定めたいので、この案を提出するものであります。